平成２２年（フ）第１０２号
宮崎市生目台東４丁目５番地１　市営住宅212棟１号
債務者　木原　順子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１８号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4133番地16
債務者　大西トミヱ
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３８号
宮崎市生目台西２丁目４番地１　県営住宅４棟10号、前住所宮崎市神宮西１丁目122番地２　神宮西コーポ310号
債務者　宮田　　淳
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２８号
福島県郡山市町東３丁目94番地　テラスハウス鈴木１号棟
債務者　澁谷香緒梨
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第８４号
福島県郡山市逢瀬町多田野字新池下23番地の19
債務者　増子　みか
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
福島県郡山市大槻町字原田東１番地の６　レオパレスセブン204号
債務者　佐藤　早苗（旧姓野上）
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第９４号
福島県郡山市小原田２丁目30番３号　さうら荘10号
債務者　佐藤　道雄
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１５５号
神戸市須磨区神撫町１丁目３番５号グリーンヒル神撫403、従前の住所大阪府豊中市島江町１丁目３番３―502号
債務者　田中　実子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４６号
神戸市長田区西尻池町５丁目３番８―210号、従前の住所兵庫県淡路市黒谷101・102合併地
債務者　濵本　哲也（旧姓池本）
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５７７号
神戸市北区東大池１丁目21番10号
債務者　大知　文子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８１号
神戸市須磨区白川台３丁目67番地の13
債務者　森山　裕介
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１６号
北九州市八幡西区椋枝２丁目９番19号　101
債務者　小室　英臣
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３８０号
北九州市八幡東区東鉄町７番19号
債務者　中川　里美
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４０７号
北九州市小倉南区長行東１丁目20番18―201号
債務者　城戸田良子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４１０号
北九州市小倉南区沼緑町１丁目11番22―201号
債務者　土野　節子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４２１号
北九州市若松区高須南３丁目５番21―506号
債務者　槇田美由紀
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４３５号
北九州市小倉北区朝日ケ丘６番４―306号
債務者　西田千惠子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部